[illegible]あるいは[illegible]により接収していたドイツ[illegible]二九〇余件はもとより私財を有しない[illegible]ドイツ[illegible]もドイツ海軍管理下の会合をもって[illegible]していた。

(二)一九四五年九月十五日G・H・Qは指令を発し枢軸国財産は一切凍結さるべきことを命じこれに基く九月二十日附大蔵省令によりヴォールタート機関ドイツ居留民団ドイツ海軍の資金もことごとく押えられ救済は不可能となった。よって右三者から救済のための資金解除の申請がそれぞれ提出され、大蔵省、G・H・Q直接にてG・H・Qに提出されたがすべて拒否された。しかしながら婦女子を中心とする困窮者の窮状は放置することが出来ないのでG・H・Qは十二月十九日附指令をもって彼らの救済を日本政府に命じて来たため此処にドイツ人救済問題を生じた。

外務省

しかし日本の現状では右指令の実行は容易ではない、よってC・L・Oは一九四六年一月十日附覚書をもってG・H・Qに対しドイツ人送還方を要請、G・H・Qもまたこれをりようとし送還問題は具体的に取上げられる事となった。

外務省

一、[illegible]

[illegible]問題について[illegible]によることとなつたが[illegible]十[illegible]月[illegible]日[illegible]、[illegible]

[illegible]

を[illegible]る」[illegible]

五〇〇円以上を[illegible]ものに限ることの[illegible]これ[illegible]十二月一日[illegible]

[illegible]

代表者で[illegible]があつた為一名一ヵ月一五〇円とし[illegible]によ[illegible]を[illegible]行することとして[illegible]によつた。

種別	一般ドイツ人					[illegible]
[illegible]数	一人世帯	二人〃	三人〃	四人〃	五人〃	
一世帯支給月額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
一人当り月額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

又十月は現物給与に切かえる為一ヵ月一名四五〇円を予算として計上したが[illegible]に[illegible]物給与に切かえる事は不可能であつたので[illegible]一名一ヵ月四五〇円を現金でそのまま支給した。

B'.4.0.0.1

㈡ 然るに[illegible]の方針では[illegible]
が大半かの生産物資を[illegible]下、衣類
[illegible]
るよう計画があり十一月からこれを実施している。日本食糧
[illegible]
しているその[illegible]
[illegible]受付ている。またこれ等業務者は第一大戦後の
はその間永く在つたものは極めて少数であるがその大部分は
本国帰還を希望している。

四 送還問題

㈠ G.H.Q.は一九四六年二月中旬迄として中立国外交官を乗せて横浜よりル・アーヴルに向つた米船[illegible]号に一部ドイツ人の便乗方をワシントンに要請したが拒絶であつたが再議せず結局ドイツ人送還[illegible]ドイツ人送還者を本国に送還し占領）国軍事が受入に同意して始めて具体化すべきことが明かとなつた。従つてG.H.Q.は然らず送還希望者のリストの作成を指令）したが調査進行中、[illegible]送還者数は[illegible]よりも遥かに下廻ることが明かとなつて来た為（ドイツ本国との通信が不可能である事情不明の為又[illegible]に抑留されている男子側の情報を得てからでも[illegible]し得ず一先ず見合つたものが多かつた）一方外務省は二月二十三日全ドイツ人についての帰国希望の有無の調査を再指令し、その帰国希望者数各自その理由を明かにしたステ

ートノダットを釈放し㈠一九三九年一月一日以前に日本に在[illegible]人

[illegible]得ることと(ロ)[illegible]に

[illegible]

[illegible]となった。

然し[illegible]

[illegible]ると(イ)外交官

[illegible] Allied cause に Loyal であった者(ロ)[illegible]人(ハ)ナ

チズムの[illegible]エージェント(ニ)戦争中日

[illegible]

その他のもの[illegible]ることとなった。

㈡送還の実施は種々の事情により延引されていたが右方針に従い旧ナチ党員其の他之れに類するもの一〇六九名が本年二月十五日浦賀から強制的に送還された。送還に当つては特に第八軍の監視隊が各船に乗せられ日本側の送還事務を監督した。被送還者は各自について手荷物三五〇ポンド金五〇ドルのみ携行を許され其の他は一切凍結財産として日本人管理人が保管し前記監視隊指揮の下に財産目録を作成之れを附して各地区別夫々予め指定された数箇所の外人集合所に集結した集結地は東京、大阪、埼玉県[illegible]神奈川県久里浜の四ケ所である。

㈢残留者一六七七名についてはGHQの指令に依り改めて調査した所帰国希望者は七〇一残留希望者が九七六名居住地域別人数は次表の通りであるが近く第二次送還も行はれる予定である

B.4.0.0.1

[illegible]人の[illegible]（[illegible]三十日現在）

[illegible] 人	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
北[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
その[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

附属第六　朝鮮人、中国人、台湾人の[illegible]問題

一　朝鮮人

[illegible]時の[illegible]一[illegible]月（[illegible]時の[illegible]一九〇万
と[illegible]二〇〇万で[illegible]
[illegible]五十
人[illegible]
[illegible]年十二月[illegible]了[illegible]で[illegible]し[illegible]もの[illegible]六、六
八八名である。

北[illegible]の[illegible]（許可[illegible]かつた[illegible]年十二月
二十六[illegible]今年の五月[illegible]二三〇名
が[illegible]した。[illegible]三回（一[illegible]）が六月二十五日[illegible]
[illegible]少[illegible]の[illegible]である。

右の[illegible]今年に入つて[illegible]した少数のものを[illegible]本
年三月末までの[illegible]九[illegible]人、二〇七名[illegible]五六

B.4.0.0.1

[illegible]

[illegible]